

運 営 規 程

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス ビーミング 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 株式会社Fantasiaが設置する ビーミング（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援事業の放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(事業の方針)

第 2 条 事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児及び保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 放課後等デイサービスに実施に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の福祉サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）並びに、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第17号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 3 条 事業所は、障害児の人権の擁護・虐待防止等のため、虐待防止委員会や責任者を設置する等必要な体制を整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ビーミング
- (2) 所在地 神奈川県小田原市前川425

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 : 1人（常勤専従：児童発達支援管理責任者と兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 : 1人（常勤専従：管理者と兼務）
児童発達支援管理責任者は、指定放課後等デイサービスにかかる通所支援計画（以下「放課後等デイサービス計画」という。）の作成に関する業務を行う。

(3) 児童指導員又は保育士 : 2人以上
放課後等デイサービス計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日、国民の祝日、学校休業日とする。

(2) 休業日

日曜日、年末年始（12月30日から1月3日）とする。

(3) 営業時間

平常日は 10 時 から 19 時 までとする。

土曜日・祝日・学校休業日は 9 時 から 18 時 までとする。

(4) サービス提供日

営業日と同様とする。

(5) サービス提供時間

平常日は 10 時 から 17 時 30 分 までとする。

祝日・学校休業日は 9 時 から 17 時 までとする。

土曜日は 9 時 から 16 時 30 分 までとする。

(6) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第 7 条 事業所の定員は 10 人 とする。

(主たる対象とする障害児の障害の種類)

第 8 条 主たる対象とする障害児の障害の種類については、重症心身障害児以外とする。

(放課後等デイサービスの内容)

第 9 条 事業所で行う放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後等デイサービス個別支援計画の作成

(2) 基本事業

ア) 社会生活適応訓練

将来地域で自立して生活することができるための基礎を固める

イ) 余暇活動

運動、創作活動、調理実習、外出活動 等

ウ) 保護者支援

定期的な面談、保護者会、保護者参加型行事
日常生活の相談 等

(3) 送迎補助

利用者の自宅と事業所との間の送迎、学校と事業所との間の送迎 等

(利用者から受領する費用の額等)

第 10 条 放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに関わる費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払いを通所給付決定保護者から受けるものとする。

4 次条に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を通所給付決定保護者から徴収するものとする。

5 第3項及び第4項の費用に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

6 第1項から第4項までの費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、小田原市、大井町、開成町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者等は他の利用者に対し、政治的勧誘、宗教勧誘、選挙活動や選挙依頼などは行わない事。暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(通所利用者負担額に係る管理)

第 13 条 事業所は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業所が提供する放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該放課後等デイサービス及び当該地の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下「通所利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業所は、当該放課後等デイサービス及び当該地の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は通所給付費支給の対象ではありませんので、実費を頂きます。（サービスご利用時にその都度、事前にご連絡致します）

例） 所外活動やレクリエーションなどの活動にかかる「公共交通機関の交通費」「入場料」「利用料」等

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 現に放課後等デイサービスの提供を行っている際に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。訓練の実施にあたっては地域住民の参加が得られるよう、連携に努めるものとする。

(苦情解決)

第 16 条 提供した放課後等デイサービスに関する障害児及び通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から苦情に迅速にかつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した放課後等デイサービスに関し、法第21条5の21第1項の規定により都道府県知事又は市町村長（以下「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 : 採用後 3ヶ月 以内

(2) 継続研修 : 年 2 回

2 従業者及び管理者は、その業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者及び管理者であった者に、その業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、法第24条の2第1項に規定する指定障害児福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておくものとする。

5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、障害児に対する放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該放課後等デイサービスの提供が終了した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社Fantasiaと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症対策に関する事項)

第 18 条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知する。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備をする。

(3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び定期的な訓練を実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 19 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。